

# 第51回 労働安全コンサルタント試験

## (産業安全関係法令)

指示があるまで、試験問題を開かないでください。

### [注意事項]

#### 1 解答方法

- (1) 解答は、別の解答用紙に記入(マーク)してください。
- (2) 使用できる鉛筆(シャープペンシル可)は、「HB」又は「B」です。  
ボールペン、サインペンなどは使用できません。
- (3) 解答用紙は、機械で採点しますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- (4) 解答を訂正するときは、消しゴムできれいに消してから書き直してください。
- (5) 問題は、五肢択一式で、正答は一問につき一つだけです。二つ以上に記入(マーク)したものの、判読が困難なものは、得点としません。
- (6) 計算、メモなどは、解答用紙に書かずに試験問題の余白を利用してください。

2 受験票には、何も記入しないでください。

3 試験時間は1時間で、試験問題は問1～問15です。

4 試験開始後、30分以内は退室できません。

試験時間終了前に退室するときは、着席のまま無言で手を上げてください。

試験監督員が席まで伺います。

なお、退室した後は、再び試験室に入ることはできません。

5 試験問題はお持ち帰りください。

\* 法令の規定は、令和5年4月1日現在施行されているものとします。  
令和5年4月1日時点で適用される規定の内容で解答してください。

問 1 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 事業者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する老人福祉・介護事業の事業場においては、安全衛生推進者を選任しなければならない。
- (2) 事業者は、総括安全衛生管理者が職務を行うことができないときに、その代理者を選任したときは、遅滞なく、所定の様式による報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (3) 安全管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- (4) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、安全委員会を設置することを要しない事業場について、事業者に対し、安全委員会又は安全衛生委員会の設置を命ずることができる。
- (5) 事業者は、安全委員会又は安全衛生委員会の開催の都度、委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容並びに委員会における議事で重要なものを記録し、これを3年間保存しなければならない。

問 2 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 圧気工法による作業を行う仕事に係る特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が当該場所において作業を行う場合であって、これらの労働者の数が常時40人であるときは、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。
- (2) 事業者は、元方安全衛生管理者に対し、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。
- (3) 元方事業者は、一の場所において、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の数が常時30人である道路の建設の仕事の作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、店社安全衛生管理者を選任しなければならない。
- (4) 店社安全衛生管理者を選任すべき事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するために設置される協議組織の会議に、店社安全衛生管理者を随時参加させなければならない。
- (5) 安全衛生責任者を選任すべき請負人は、安全衛生責任者が疾病によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。

問 3 機械による危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 紙、布、ワイヤロープ等の巻取りロール、コイル巻等により作業中の労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させなければならない。
  - (2) 運転中の立旋盤、プレーナー等のテーブルには、労働者を乗せてはならない。ただし、専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者を乗せるときは、この限りでない。
  - (3) 回転中の研削といしが労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆いを設けなければならない。ただし、標準使用速度で使用する研削といしについては、この限りでない。
  - (4) 手押しかんな盤には、刃の接触予防装置を設けなければならない。ただし、労働者に治具又は工具を使用させたときは、この限りでない。
- (5) プレス機械の金型の調整のためスライドを作動させるときは、寸動機構を有するものにあつては寸動により、寸動機構を有するもの以外のものにあつては手回しにより行わなければならない。

問 4 車両系木材伐出機械による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 車両系木材伐出機械について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。
- (2) 車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。
- (3) 車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、原動機の異常の有無並びにヘッドガード及び飛来物防護設備の異常の有無について点検を行わなければならない。
- (4) 車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該車両系木材伐出機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地盤の状態等並びに伐倒する立木及び取り扱う原木等の形状等を調査し、その結果を記録しておかななければならない。
- (5) 車両系木材伐出機械については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

問 5 掘削作業等における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

- (1) ずい道等の掘削の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該掘削に係る地山の形状、地質及び地層の状態をボーリングその他適当な方法により調査し、その結果を記録しておかなければならない。
- (2) 明り掘削を行う場合において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、又は防護網を張るとともに、監視人を置き、当該掘削場所及びその周囲の状況を監視させなければならない。
- (3) 明り掘削を行う場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管、地中電線路その他地下に存する工作物の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらの機械を使用してはならない。
- (4) 土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生したときに備えるため、関係労働者に対し、工事開始後遅滞なく1回、及びその後6か月以内ごとに1回、避難の訓練を行わなければならない。
- (5) 土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、作業開始時にあっては当該作業開始前24時間における降雨量を、作業開始後にあっては1時間ごとの降雨量を、それぞれ雨量計による測定その他の方法により把握し、かつ、記録しておかなければならない。

問 6 墜落、飛来落下による危険の防止に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 高さが3メートルの箇所で作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させるとき、要求性能墜落制止用器具の異常の有無について、随時点検したが1か月以内ごとの定期自主検査は行わなかった。
- (2) 幅が30センチメートルの移動はしごを使用した。
- (3) 高さが3メートルの構造の足場の組立ての作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき、作業主任者の選任も、作業を指揮する者の指名も行わなかった。
- (4) 踏み抜くおそれのあるスレートでふかれた屋根の上で作業を行うとき、幅が30センチメートルの歩み板を設けて作業を行った。
- (5) 折りたたみ式の脚立を、金具により脚と水平面との角度を75度にして使用した。

問 7 乾燥設備による爆発、火災等を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 乾燥設備及びその附属設備については、2年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を実施しなければならない。ただし、2年を超える期間使用しない乾燥設備及びその附属設備の当該使用しない期間においては、この限りでない。
- (2) 乾燥設備作業主任者の職務には、乾燥設備がある場所を常に整理整頓し、及びその場所にみだりに可燃性の物を置かないことが含まれる。
- (3) 乾燥物の種類等により爆発又は火災が生じるおそれがある危険物乾燥設備について、炎又ははね火により乾燥物が燃焼することを防止するための有効な覆い又は隔壁を設けたときは、熱源として直火を使用することができる。
- (4) 電力を熱源として使用する乾燥設備による物の加熱乾燥の作業は、当該設備の定格消費電力の大きさにかかわらず、乾燥設備作業主任者の選任を要しない。
- (5) 危険物乾燥設備に防火のための有効な覆いを設けたときは、当該乾燥設備がある場所に消火設備を設けないことができる。

問 8 電気による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

ただし、記述中にある電気機械器具、配線等は、いずれも、対地電圧が50ボルトを超えるものであるものとする。

- (1) 電気機械器具の充電部分に設けた感電を防止するための囲い又は絶縁覆いについては、毎月1回以上、その損傷の有無を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。
- (2) 高圧の電路の開閉器で、負荷電流を遮断するためのものでないものを開路するときは、当該開閉器の誤操作を防止するため、当該電路が無負荷であることを示すためのパイロットランプ等により、当該操作を行う労働者に当該電路が無負荷であることを確認させなければならない。ただし、当該開閉器に、当該電路が無負荷でなければ開路することができない緊錠装置を設けるときは、この限りでない。
- (3) ボイラーの胴の内部等導電体に囲まれた場所で著しく狭あいなところにおいて交流アーク溶接等（自動溶接を除く。）の作業を行うときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用しなければならない。
- (4) 高圧の電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業を行うときは、作業の指揮者を定め、労働者にあらかじめ作業の方法及び順序を周知させ、かつ、作業を直接指揮させなければならない。ただし、当該電路を開路して当該作業を行うときはこの限りでない。
- (5) 低圧活線作業において、労働者に着用させる絶縁用保護具、又は使用させる活線作業用器具で、直流で750ボルト以下又は交流で300ボルト以下の充電電路に対して用いられるものにあつては、当該充電電路の電圧に応じた絶縁効力を有するものを使用させなければならない。

問 9 特定機械等であるボイラーについて、事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 溶接部の厚さが40ミリメートル以下のボイラーの溶接の業務については、普通ボイラー溶接士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。
- (2) ボイラー室その他のボイラー設置場所に液体燃料を貯蔵するときは、これをボイラーの外側から1メートル以上離しておかなければならない。ただし、ボイラーが、厚さ100ミリメートル以上の金属以外の不燃性の材料で被覆されているときは、この限りでない。
- (3) 移動式ボイラーを除き、ボイラー明細書をボイラー室その他のボイラー設置場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- (4) ボイラー取扱作業主任者に、1日に1回以上水処理装置の機能を点検させなければならない。
- (5) 蒸気ボイラーの常用水位は、ガラス水面計又はこれに接近した位置に、現在水位と比較することができるように表示しなければならない。

問10 クレーン等について事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) エレベーターについては、1か月以内ごとに1回、定期に、ワイヤロープの損傷の有無及びガイドレールの状態について自主検査を行わなければならない。ただし、1か月を超える期間使用しないエレベーターの当該使用しない期間においては、この限りでない。
- (2) つりクランプを用いて玉掛けの作業を行うときは、当該つりクランプの用途に応じて玉掛けの作業を行うとともに、当該つりクランプについて定められた使用荷重等の範囲で使用しなければならない。
- (3) クレーンの巻過防止装置については、フック、グラブバケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面とドラム、シーブ、トロリフレームその他当該上面が接触するおそれのある物（傾斜したジブを除く。）の下面との間隔が0.25メートル以上（直働式の巻過防止装置にあつては、0.05メートル以上）となるように調整しておかななければならない。
- (4) 移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業を行うときは、作業を行う区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
- (5) 簡易リフトを設置しようとするときは、簡易リフト設置届に簡易リフト明細書、簡易リフトの組立図、強度計算書及び据え付ける箇所の周囲の状況等の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

問11 元方事業者、注文者等の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

- (1) 危険物を取り扱う化学設備の改造、清掃等で当該設備の内部に立ち入る作業に係る仕事の注文者は、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため、当該請負人の労働者に対し、当該仕事の作業において注意すべき安全又は衛生に関する事項について教育を行わなければならない。
- (2) 熱供給業に属する事業の元方事業者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法の規定に違反していると認めて関係請負人に対し是正のための指示を行ったときは、当該指示を受けた関係請負人は、当該指示に従わなければならない。
- (3) 食料品製造業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。
- (4) 建設業に属する事業の元方事業者は、土石流が発生するおそれのある河川内にある場所であって、関係請負人の労働者に危険が及ぶおそれのある場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。
- (5) 建設業の仕事を自ら行う注文者は、架設通路を、当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるときは、当該架設通路の勾配が15度を超えるものには、踏棧その他の滑止めを設けなければならない。

問12 機械等の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 製造許可を受けた者は、当該許可に係る第一種圧力容器を製造する場合において、工作者を変更したときは、遅滞なく、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。
- (2) 事業者は、フォークリフトについては、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、都道府県労働局長の登録を受けた検査業者が行う特定自主検査を受けなければならない。ただし、1年を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。
- (3) 建設用リフト検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、登録性能検査機関が行う性能検査を受けなければならない。
- (4) 本邦の地域内で使用される小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）を製造した者は、登録個別検定機関が行う個別検定を受けなければならない。
- (5) 事業者は、墜落制止用器具については、登録型式検定機関が行う型式検定に合格したものでなければ、使用してはならない。

問13 作業主任者に関する次の文中の  ～  に入る語句の組合せとして、労働安全衛生法令上、正しいものは (1) ～ (5) のうちどれか。

作業主任者制度について、労働安全衛生法第14条では、

「事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための  を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の  その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。」

と定めている。

作業主任者を選任すべき作業としては、高圧室内作業のほか、ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの作業、型枠支保工の組立て又は解体の作業、 等が定められている。

	A	B	C
(1) 監督	指揮	化学設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、当該設備を分解する作業	
(2) 監督	指導	化学設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、当該設備を分解する作業	
(3) 監督	指揮	ガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	
(4) 管理	指導	化学設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、当該設備を分解する作業	
○ (5) 管理	指揮	ガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	

問14 事業者が行うべき計画の届出又は報告に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

ただし、労働基準監督署長による計画の届出の免除に係る認定を受けていないものとする。

- (1) 土石採取業に属する事業の仕事であって、掘削の高さ又は深さが15メートルの土石の採取のための掘削の仕事を開始しようとするときは、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出る必要はない。
- (2) 建設業に属する事業の仕事であって、高さが30メートルの塔の建設の仕事を開始しようとするときは、当該仕事の開始の日の30日前までに、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- (3) 組立てから解体までの期間が30日間である機械集材装置を設置しようとするときは、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出る必要はない。
- (4) クランク軸等の偏心機構を有する動力プレスを設置しようとする場合、設置しようとする当該動力プレスが4台のときは、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出る必要はない。
- (5) クレーンを用いた作業中につり荷が落下した事故であって、当該事故により死亡又は負傷した者がいなかったものについては、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までにおける当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末までに、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

問15 常時350人の労働者を使用する石油製品製造業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、当該事業場において次のような状況がみられた。これらの状況のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 2人の安全管理者を選任しており、いずれの安全管理者も、当該事業場に専属の者であったが生産関係の業務を兼任していた。
- (2) 安全委員会の議長には、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者に準ずるものである生産管理部長がなっていた。
- (3) 当該事業場の労働者と関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業場所の巡視は行っていたが、関係請負人との協議組織は設置していなかった。
- (4) 化学設備のうち、その内部における異常な事態を早期に把握するために必要な自動警報装置を設けることが困難であるものについて、監視人を置き、当該化学設備の運転中はその者に当該設備を監視させていた。
- (5) 化学設備（配管を除く。）及びその附属設備について定期的に自主検査を行っていたが、その頻度は、内面及び外面の著しい損傷、変形及び腐食の有無については1年ごとに1回、ふた板、フランジ、バルブ、コック等の状態については2年ごとに1回であった。

(終り)